

青森県公共事業に係る事前評価及び継続評価の実施に関する細目

平成 15 年 9 月 5 日

改正 平成 16 年 4 月 1 日

改正 令和 6 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 この細目は、青森県公共事業に係る事前評価及び継続評価の実施に関する要綱（平成 15 年 9 月 5 日制定。以下「実施要綱」という。）により、評価を行うに当たり、円滑な事務の推進を図るため、総合政策部長及び事業箇所を所管する部局の長（以下「公共事業所管部長」という。）の具体的な所掌事務を定めるものである。

(総合政策部長の所掌事務)

第 2 総合政策部長は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 実施要綱第 7 に規定する評価調書を公共事業事前評価会議（以下「評価会議」という。）に提出すること
- (2) 評価会議の委員と協議し、評価会議の会議の開催時期を調整すること
- (3) 評価に係る評価結果及び対応方針等について、当該年度実施分を取りまとめて公表すること

(公共事業所管部長の所掌事務)

第 3 公共事業所管部長は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 実施要綱第 4 に規定する基準に基づき、事業種別ごとに評価の基準を定め、総合政策部長に報告すること
- (2) 実施要綱第 7 に規定する評価調書を作成すること
- (3) 評価会議の会議において、所管する事業箇所に係る評価結果及び対応方針案について、所属職員をして、報告又は説明を行わせること

(その他)

第 4 この細目に定めのない事項については、総合政策部長及び関係部局長が協議して決定する。

附 則

この細目は、平成 15 年 9 月 5 日から施行する。

附 則

この細目は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細目は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。